

熊本県阿蘇・大津エリアにおける電源接続案件募集プロセス説明会の質疑応答について(2017年5月12日)

説明会において、受領したご意見・質問等と回答となります。
募集プロセスに関連したもののみ掲載しております。

項番	意見・質問等	回答
1	説明会資料P57の「入札対象工事以外に想定される高額・長期の増強工事」において、高森変電所の「66/22kV配電用変圧器増強工事」があるが、高森変電所から22kV配電線が新設されるということか。また、本増強工事を行うことにより、8MWまでの連系が可能になるということか。	高森変電所の増強工事は、66/22kV配電用変圧器の新設工事であり、22kV配電線の新設を想定しています。この増強工事を行うことにより、基本的には、高森変電所エリアの連系可能量が30MW程度増加することになります。なお、「現状の空容量」に記載の「8MW」は、増強工事前の高森変電所の既存配電用変圧器の空容量となります。
2	説明会資料P57の「入札対象工事以外に想定される高額・長期の増強工事」において、高森変電所増強工事費の2.8億円のうち、新費用負担ルールにおける特定負担額はいくらになるのか。また、この増強工事により、連系可能容量はどの程度増加するのか。	現時点では、高森変電所エリアの系統連系希望者の容量や系統連系希望者が適用を希望する費用負担ルールは分からないため、一般負担額と特定負担額の算定ができません。特定負担額については、応募締切後の接続検討で、応募容量や応募者が適用する費用負担ルールに応じて検討し、回答いたします。 なお、本増強工事を行うことにより、基本的には、高森変電所エリアの連系可能量が30MW程度増加することになります。
3	入札対象工事については、約17.7億円のうち特定負担額8.2億円、一般負担額9.6億円と記載しているにもかかわらず、なぜ、高森変電所の増強工事については、一般負担額と特定負担額が算定できないのか。	入札対象工事の一般負担額と特定負担額は、募集容量に相当する4.7万kWが連系し、かつ全ての系統連系希望者が新費用負担ルールを適用すると仮定して算定した額となります。 現時点では、高森変電所エリアの系統連系希望者の容量や系統連系希望者が適用を希望する費用負担ルールは分からないため、一般負担額と特定負担額の算定ができません。特定負担額については、応募締切後の接続検討で、応募容量や応募者が適用する費用負担ルールに応じて検討し、回答いたします。
4	説明会資料P57の「入札対象工事以外に想定される高額・長期の増強工事」として、高森変電所の配電用変圧器増強工事が示されているが、どのように想定しているのか。	高森変電所エリアにおいて想定される潜在電源が連系する場合に必要な増強工事として示しています。ただし、応募状況や入札状況により、増強の要否や増強規模は変わります。 (九州電力から回答) なお、潜在電源量は、募集プロセスの前に九州電力が実施していた「工事費負担金確定に向けた調整」における申込み状況等から想定しています。
5	既に接続検討を申し込んだ案件で応募する場合も、改めて検討料を支払う必要があるのか。また、入札後の再接続検討でも、更に検討料が必要になるのか。	募集プロセスでは、単独負担を前提とした通常の接続検討と異なり、共同負担を前提とした対策工事の検討や工事費負担金算定を行いますので、別途の検討料が必要となります。なお、入札後の再接続検討に対して、更に検討料をお支払いいただく必要はありません。 〔補足〕 接続検討を申し込んでいるものの、まだ接続検討の回答を受領していない案件で応募する場合、入金済みの検討料を募集プロセスの接続検討の検討料に充当することができます。その場合、申込み済の接続検討申込みに対し、個別の回答はいたしません。
6	接続検討の回答書で工期が示されることになると思うが、示された工期は変動しないのか。	接続検討及び再接続検討の回答においてお示しする工期は、あくまで標準的な工期であり、実際の工事にあたっては、現地調査・作業停止調整等により変動する可能性があります。
7	説明会資料P46の「入札の成立条件を満たさない場合における対応」において、ステップ1の「系統増強規模の縮小」が必要となった場合は、応募者に対して連絡があるのか。	「系統増強規模の縮小」の対応については、入札者に対して、書面等でお知らせする予定です。 〔補足〕 「入札の成立条件を満たさない場合の対応」は、予備的な対応としての位置づけです。このため、入札不成立時の対応が必要となった場合に、該当する系統連系希望者に対し、手続き等について別途ご案内します。